

第10回



主催：関西圏国家戦略特区「雇用労働相談センター」

公開セミナー & 雇用労働相談会

参加
無料

定員
30名

(定員になり次第締切)

ベンチャー・グローバル企業の経営者、労働者等どなたでもご参加いただけます

開催日時：平成31年1月28日(月)17:00～20:00 ※16:30～受付開始

場所：淀屋橋三井ビルディング(淀屋橋odona)6階 研修室小 (有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所内)
(大阪市中央区今橋四丁目1-1 / 大阪市営地下鉄御堂筋線 淀屋橋駅 10号出口直結)

17:00～18:00

セミナーⅠ

「無期転換ルールと60歳以降の労務管理」

～ 制度の再確認と高齢者の労務管理のポイント ～

2018年4月より、パート・アルバイト・契約社員等の有期契約労働者で一定の者については、無期契約への申込みができるいわゆる無期転換ルールが本格的に始まっています。今回のセミナーでは、改めて無期転換ルールの確認を行い、定年後再雇用者への無期転換ルールへの対応及び60歳以降の公的給付(年金・雇用保険)を考慮した賃金検討などの労務管理のポイントについて、雇用指針を踏まえてご説明いたします。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

【講師】 特定社会保険労務士(センター相談員) 藤田 隆宏
平成18年 社会保険労務士法人マイツ 入社。中小・中堅企業を中心に労務管理における問題を気軽に相談できる人事労務分野の町医者として、真摯に対応しております。労務相談、就業規則の整備、人事評価制度の構築、海外赴任者の労務管理、社会保険手続き等の人にまつわる幅広い相談対応が可能です。

18:00～19:00

セミナーⅡ

「無期転換ルールへの適切な対応のために」

～ 無期転換申込権の発生・行使と留意点 ～

2013年4月施行の「改正労働契約法」により無期転換ルールが創設され、昨年4月に5年が経過しました。有期労働契約が更新され、通算契約期間が5年を超えたとき、労働者に無期転換申込権が発生します。無期転換の申込みがなされたその際に円滑に対応できるように、雇用指針を基に知っておくべき知識や留意点について解説します。

【講師】 弁護士(センター弁護士) 高瀬 朋子
アーカス総合法律事務所パートナー弁護士。
中小企業、外国会社からの労務相談、社内規定整備従事し、労働事件の訴訟案件も手がけています。

19:00～19:20

質疑応答

19:20～20:00

個別相談会

【相談対応者】 特定社会保険労務士・弁護士(センター相談員)

申込締切：平成31年1月27日(日)

WEB

<https://kecc.jp>



FAX

06-6371-3195

第10回 公開セミナー&雇用労働相談会

氏名	会社名(役職)	()
住所 (〒)		
TEL	E-mail	
<input type="checkbox"/> セミナー終了後に相談を希望する	<input type="checkbox"/> 後日相談を希望する(相談場所：雇用労働相談センター)	

お問合せ・お申込み

関西圏国家戦略特区
「雇用労働相談センター」事務局

TEL : 06-6136-3194 FAX : 06-6371-3195 E-mail : info@kecc.jp
〒530-0011 大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪 北館 ナレッジキャピタル 8階 K827号室
相談・お問合せ対応時間：月曜日～金曜日の11時から20時(祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く)